

事業承継税制

(贈与税・相続税に係る納税猶予制度)

心と資産を次世代へ
「今」なすべき事をみらいと！

目次

1. 事業承継税制とは
2. 税理士法人みらいの強み
3. 概要、沿革、改正点
4. 贈与税、相続税の納税猶予・免除制度
5. 現行税制と創設された特例の比較
6. 納税猶予を受けるための手続き(贈与税)
7. 納税猶予を受けるための手続き(相続税)
8. まとめ
9. 料金表

心と資産を次世代へ
「今」なすべき事をみらいと！

最も有効的な相続税対策

(株式の贈与・相続の税金が100%猶予されます)

手続きは全て税理士法人みらいに
お任せ

(承認計画の策定・提出から贈与・相続税の申告書作成・提出、その後の年次報告書、継続届出書の作成・提出まで一気通貫でお任せいただけます)

社長交代は今でなくても大丈夫
平成39年3月31日までの期間内
いつでもOK

(但し、申請は平成35年3月31日まで)

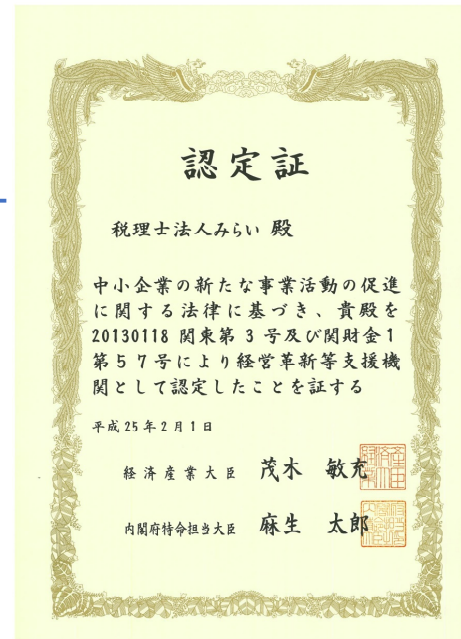
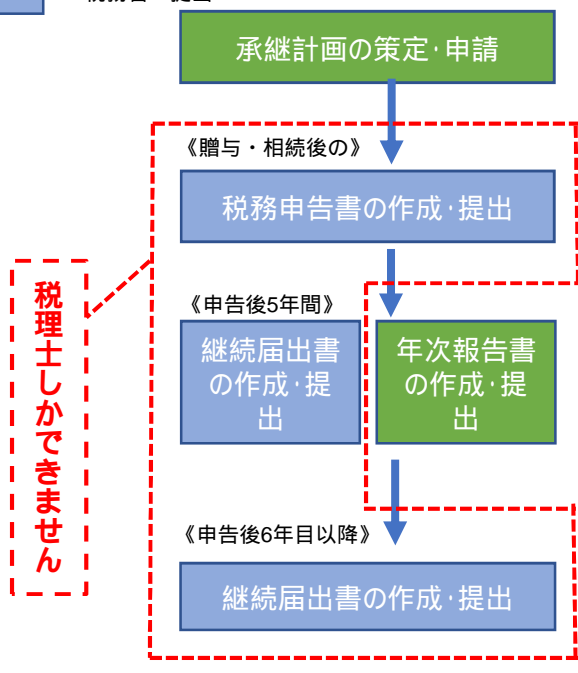
つなごう、次世代へ
続けよう、会社をみらいへ！

2. 税理士法人みらいの強み

税理士法人みらいは ワンストップで支援します！

当社は会計事務所であり、
経営革新等支援機関として認定されております！！
認定番号：20130118

- …都道府県へ提出
- …税務署へ提出



税理士法人みらいでは
一貫して対応可能です!!

本特例制度の申請は**承継計画の策定段階**で認定支援機関の所見記載が必須となっております。

さらにその後には贈与の実行や相続の開始に伴い、税務申告を行わなければなりません。

申請から申告、またその後の実績報告として年次報告書や継続届出書の提出義務が発生します。

同じ認定支援機関でも金融機関や商工会に依頼した際は、税務申告時に税理士に依頼しなくてはなりません。

認定支援機関とは

中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されております。

3. 概要、沿革・改正点について

この制度は一定の手続きを経ることで事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予しますという制度です。

当制度は平成21年に創設され、平成25年、27年、29年と連続して改正されましたが使い勝手が悪く、平成30年に10年間の特例として抜本的に改正されました。

この「特例制度」の適用により、1回の事業承継について、その納税負担がゼロになるというものです。

主な改正点

株式数に関する上限要件の撤廃・相続税の猶予割合を100%に引上げ

対象者の拡充

雇用確保要件の緩和(弾力化)

経済環境の変化(悪化)に応じた減免措置(税額の再計算)の導入

相続時精算課税制度の適用対象者の拡大

(親族関係問われず60歳以上の贈与者、20歳以上の受贈者)

会社の主な要件

- 中小企業者であること。

【中小企業者】

業種目	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

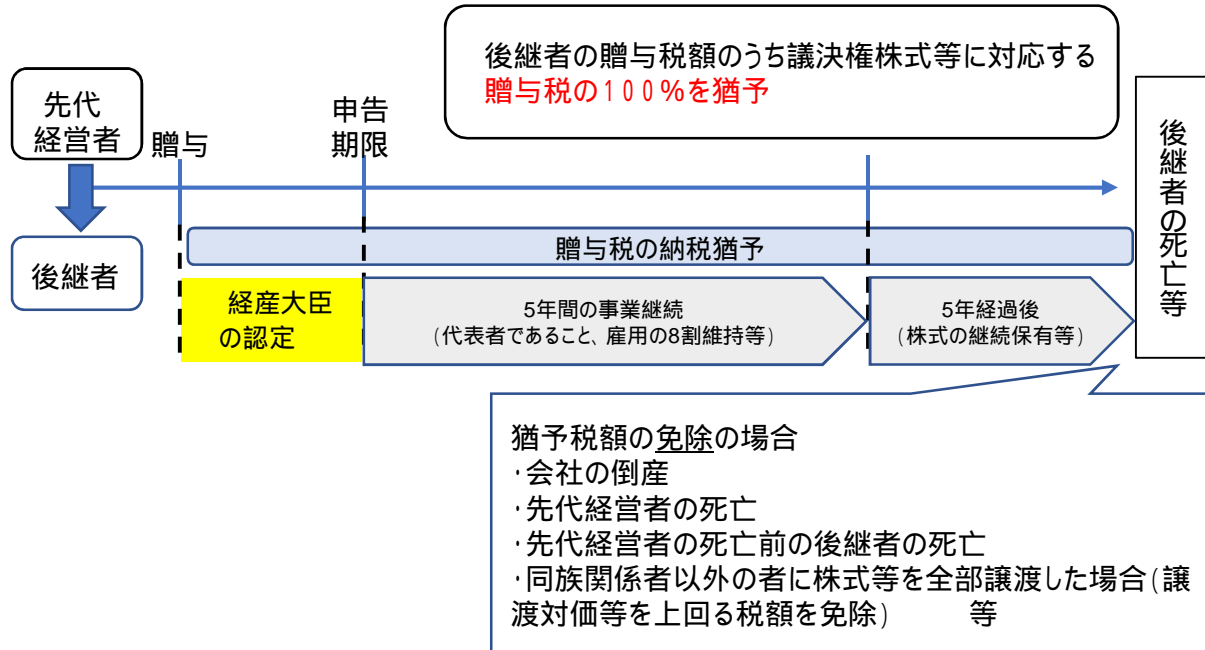
- 上場会社、風俗営業会社でないこと。
- 従業員が1人以上であること。
- 資産管理会社に該当しないこと。

資産管理会社とは、総資産に占める非事業用資産の割合が70%以上の会社(資産保有型会社)、及び、総収入金額に占める非事業用資産の運用収入の占める割合が75%以上の会社(資産運用型会社)をいいます。

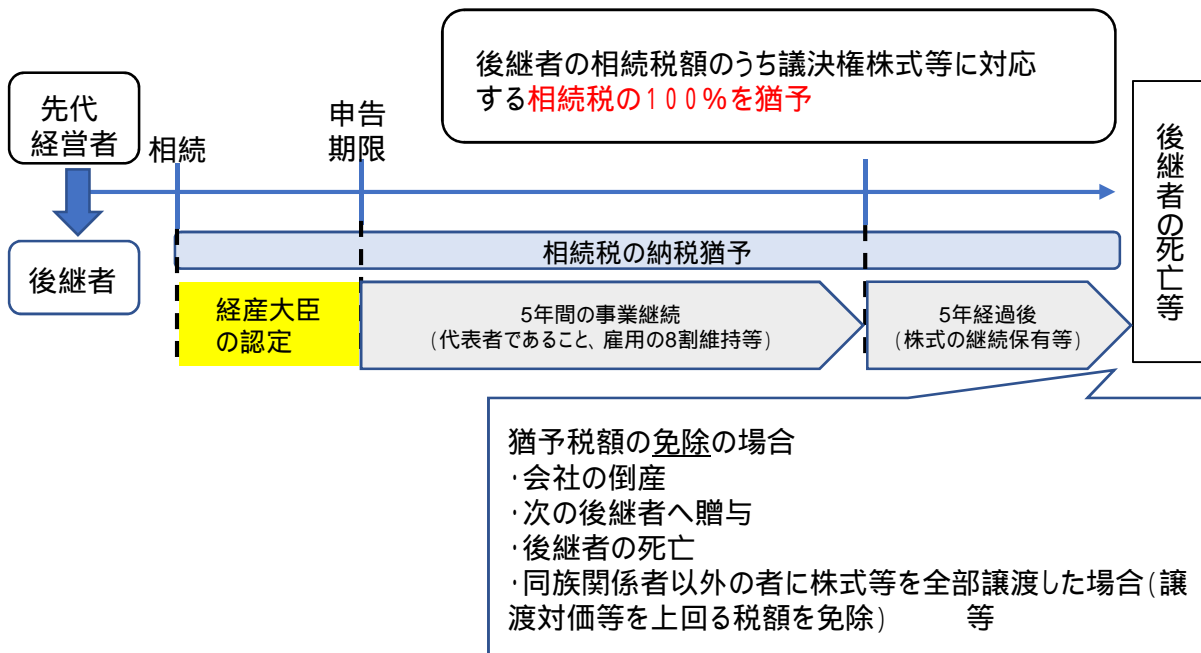
ただし、常時使用従業員が5名以上いるなど、事業実態があるものとして一定の要件を満たす場合には資産管理会社には該当しないものとされます。

4. 贈与税・相続税の納税猶予・免除制度

贈与税の納税猶予・免除制度



相続税の納税猶予・免除制度



5. 現行税制と創設された特例の比較

項目		現行税制	特例制度（改正）
猶予対象株式の制限撤廃	適用対象株式数の増加	後継者が贈与等で取得した発行済完全議決権株式の 3分の2 が上限	後継者が贈与等で取得した発行済完全議決権株式の 全株式 が対象
	納税が猶予される相続税額の増加	相続時の非上場株式に係る課税価格に対応する相続税額の 80% を猶予	上記の猶予税額を 100% とする
雇用確保要件の弾力化	雇用確保要件の緩和	経営承継期間内の一定基準日における常時使用従業員の数の平均値が、贈与又は相続時の常時使用従業員数の80%を下回った場合、猶予税額を 全額納付	現行の事業承継税制における上記雇用要件を満たさない場合でも 納税猶予は継続 （ただし、都道府県に当該要件を満たせない理由を記載した書面の提出をする必要あり）
贈与・相続の対象となる後継者の拡大	後継者の要件の拡大	1人 の後継者への承継のみ（後継者は、代表権を有し、同族関係者と合わせて対象会社の総議決権の過半数を有する者であることに加えて、いずれの同族関係者が保有する議決権数も下回らない者に限られる）	議決権数の 上位3名 まで承継可能（特例後継者は、代表権を有し、同族関係者と合わせて当該特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者であることに加えて、当該総議決権の10%以上を有する者に限られる）
代表者以外からの株式等の取得	代表者以外への拡充	代表者であった者 からの贈与等による取得のみ	代表者以外の者（同族関係者以外の第三者を含む） からの贈与等による取得も対象となる 現行の事業承継税制についても対象とする
経営環境の変化に対応した減免制度の創設	猶予期限の確定事由（譲渡・解散・合併）に該当した際の納付金額の一部免除	経営承継期間内であれば、納税猶予されていた贈与税・相続税を 全額納付 （期間後であれば一部納付）	経営環境が変化（悪化）する等の一定の要件を満たす場合、納付金額を 再計算して当初の納税猶予額を当該納付金額が下回る場合には差額を免除 （一定の免除限度額あり）
特例後継者が推定相続人以外の場合の相続時精算課税制度の利用	適用対象者の拡大	後継者が贈与者の子（推定相続人）又は孫の場合のみ適用可能	後継者が贈与者の 子（推定相続人）又は孫以外の場合も適用可能

6. 納税猶予を受けるための手続き(贈与税)

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続きが必要となります。

(1) 贈与税の納税猶予についての手続き

提出先

提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
平成30年1月1日以降の贈与について適用することができます。

都道府県庁

承継計画
の策定

会社を作成し、認定支援機関(商工会、商工会議所、金融機関、税理士等)が所見を記載。

「承継計画」は、当該会社の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

認定支援機関であれば、顧問税理士でも所見を記載できます。

平成35年3月31日まで提出可能。

平成35年3月31日までに相続・贈与を行う場合、相続・贈与後に承継計画を提出することも可能。

贈与の実行

認定申請

贈与の翌年1月15日までに申請。
承継計画を添付。

税務署

税務署へ
申告

認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出
相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その旨を明記。

税務署

都道府県庁

申告期限後
5年間

都道府県庁へ「年次報告書」を提出(年1回)。

税務署へ「継続届出書」を提出(年1回)。

5年経過後
実績報告

雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定支援機関から指導・助言を受ける。

6年目以降

税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回)。

7. 納税猶予を受けるための手続き(相続税)

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続きが必要となります。

(2) 相続税の納税猶予についての手続き

提出先

提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
平成30年1月1日以降の相続について適用することができます。

都道府県庁

承継計画
の策定

会社で作成し、認定支援機関(商工会、商工会議所、金融機関、税理士等)が所見を記載。

「承継計画」は、当該会社の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

認定支援機関であれば、顧問税理士でも所見を記載できます。

平成35年3月31日まで提出可能。

平成35年3月31日までに相続・贈与を行う場合、相続・贈与後に承継計画を提出することも可能。

相続の開始

認定申請

相続の開始後8か月以内に申請。
承継計画を添付。

税務署

税務署へ
申告

認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出

税務署

都道府県庁

申告期限後
5年間

都道府県庁へ「年次報告書」を提出(年1回)。

税務署へ「継続届出書」を提出(年1回)。

5年経過後
実績報告

雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定支援機関から指導・助言を受ける。

6年目以降

税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回)。

8. ま と め

今の日本にとって、業績の良い会社が廃業してしまうことは一番大きな損失です。雇用も大量に失ってしまいますし、国としての活力も失われてしまいます。

ここにご紹介しました税制の趣旨は
「世の中の中小企業が、もし次の代に事業をバトンタッチしてくれるのであれば、贈与税や相続税の税金を大幅に減免しますよ」
というものです。

事業承継税制を受けるための条件

1. 人の条件

- ・先代経営者が会社の代表者であったこと、筆頭株主であったこと
- ・後継者が会社の代表者になること、筆頭株主になること
親族でなくてもOKです。

2. 会社の条件

- ・製造業、建設業、運輸業その他：資本金3億以下or従業員数300人以下
- ・卸売業：資本金1億以下or従業員数100人以下
- ・サービス業：資本金5000万円以下or従業員数100人以下
- ・小売業：資本金5000万円以下or従業員数50人以下

3. 免除になるための最後の条件

- ・後継者が、同じ制度を使って次の後継者へ事業承継できれば税金が免除に

この大幅に条件が緩和された特例制度の利用で守るべき条件

1. 後継者が会社の代表者であり続けること

2. 後継者が会社の株式を保有し続けること

3. 会社の雇用の8割を維持すること

3につきましてはこの改正により、一時的に従業員が減ったとしても、5年の平均でみて8割維持できている場合には、納税猶予は続行されることになり、8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認し、その理由が経営状況の悪化である場合等には認定支援機関から指導・助言を受けることで猶予継続されるという事で経営者のリスクが大幅に緩和されました。

この制度のデメリットは制度自体の歴史が浅いため、対応できる専門家が極めて少ないことです。しかし、政府としても中小企業の応援、雇用継続の観点から大幅に支援してくれている制度です。

是非、会社経営者様は積極的にご検討いただければと思います。

9. 料 金 表

承継計画の策定、提出 + 贈与税申告手続き

最低価格 50万円(税抜) ~

複雑な株価評価等がある場合は別途相談

相続税の申告手続き

- ・申告書を作成し、税務署へ提出

別途頂戴いたします。

申告期限後5年間の手続きについて

- ・都道府県庁への年次報告書(年1回) 10万円/回
- ・税務署への継続届出書(年1回) 10万円/回

申告期限後6年目以降の手続きについて

- ・税務署への継続届出書(3年に1回) 10万円/回



税理士法人みらい

本社：東京都西東京市ひばりが丘北3-4-1 正育堂第二ビル4F

TEL: 042 - 422 - 7440

名古屋支店：愛知県名古屋市北区平安2-1-10 大善水光ビル603号

TEL: 052 - 991 - 4763